

# 浄化槽をお使いのみなさんへ

浄化槽は、微生物などの働きを利用して生活排水をきれいにする装置です。そのため、浄化槽の機能を十分に発揮させるには、定期的な維持管理（保守点検・清掃）と法定検査が必要であり、法律により実施が義務付けられています。

適正な維持管理と法定検査を行い、浄化槽を正しく使っていただくよう、皆様のご協力をお願いします。

## 保守点検

■ 浄化槽内の機器、送風機やタイマーなどの点検調査を行います。また、消毒剤を定期的に補充し、放流先が不衛生にならないようにするのも重要な作業です。

■ 10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、年3～4回行う必要があります。

■ 県に登録している保守点検業者に委託してください。

## 清掃

■ 浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取るのが清掃です。

■ 年に1回以上（全ばっ気方式は6か月に1回以上）行う必要

■ 要があります。

■ 市町村の許可を受けた清掃業者に委託してください。

## 法定検査

■ 浄化槽の保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているかを検査します。

■ 最初の検査は、浄化槽を使い始めてから3～8か月の間に1回行う必要があります。その後は毎年1回行う必要があります。

■ 県指定検査機関である（公社）茨城県水質保全協会にお申し込みください。

（☎029（291）4004）

## 一括契約システム

■ 保守点検、清掃、法定検査を一括して契約できる「一括契約システム」を、ぜひご利用ください。

■ 契約を仲介する保守点検業者、清掃業者または（公社）茨城県水質保全協会にお申し込みください。

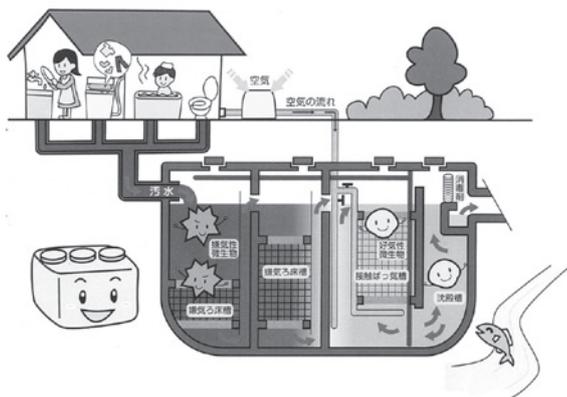
## 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換

■ 単独処理浄化槽は、トイレからの污水のみを処理し、台所やお風呂からの生活雑排水はそのまま放流してしまいます。生活雑排水も併せて処理できる合併処理浄化槽に転換することで、放流する汚れの量を8分の1に減らすことができます。

■ 身近な水環境の保全のため、合併処理浄化槽への転換をお願いします。

## お問い合わせ

■ 茨城県生活環境部環境対策課  
 ☎029（301）29666  
 生活安全課 生活環境G  
 ☎（84）3618（直通）



# 行政相談所を開設します

毎日の暮らしの中で、分かりづらい道路案内標識、階段に手すりがなく不安など、困っていることはありませんか。

このような時は、行政相談委員にご相談ください。町では、細井博さんが行政相談委員として活動しています。

暮らしの困りごと相談会・町行政相談所を次のとおり開設します。

ご相談は、無料・秘密厳守ですので、お気軽にご相談ください。

## くらしの困りごと相談会

日時 11月8日(水) 午後1時～4時  
 場所 下妻公民館 2階大会議室（下妻市本城町3-36-1）

## 町行政相談所

日時 10月20日(金) 午後1時～4時  
 場所 役場1階 小会議室

※事前予約は必要ありません。当日、直接会場にお越しください。

相談時間は一人あたり30分以内をお願いします。

## お問い合わせ

・茨城行政評価事務所 ☎029（221）3347  
 ・総務課 秘書広報G ☎（84）1111（内線214）

こんな相談を受け付けています！



ご相談無料・秘密厳守いたします。



行政相談委員  
 細井 博さん  
 ☎090（3346）3858